

# 伊丹市受益者負担に関する考え方（令和4年3月制定）の概要

## 1. 受益者負担のあり方

- 特定の者が利益を受ける場合には、一義的にはその受益者が受益に応じて費用を負担すべき。
- 全ての費用を市税等の公費で賄うことは、利益を受けない市民から徴収した税等を充てることになり、負担の公平を欠く。
- 特定の行政サービスについては、「誰が」「どのくらいの」負担を分かち合うのかを検討する必要がある。

## 2. 対象サービス

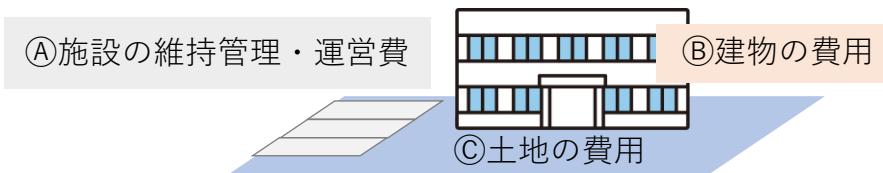
公の施設の利用や役務の提供に係るサービスを対象。  
※法令等により別途定めのあるものや独立採算が求められるもの等を除く。

## 3. 原価の範囲等

$$\text{原価} = (\text{Ⓐ} + \text{Ⓑ} + \text{Ⓒ}) \times (\text{面積按分} \text{Ⓐ})$$

- Ⓐ施設の管理運営費…人件費、光熱水費、保守点検費、修繕費等
- Ⓑ建物の費用 …減価償却費相当額
- Ⓒ土地の費用 …固定資産税・都市計画税の税収相当額
- Ⓐ面積按分 …全体に占める対象施設の割合

※駐車場の管理コストを含むと非利用者の負担増となるため対象外



$$\text{最大収入可能額} \div \text{原価} = \text{現状の負担割合}$$

(料金単価 \times 営業日数 \times 時間) (上記)

## 4. 施設分類ごとの負担割合の設定

施設の設置目的や利用状況など、施設分類に応じてきめ細かに受益者負担割合を設定

### ⓧ 必需性・選択性

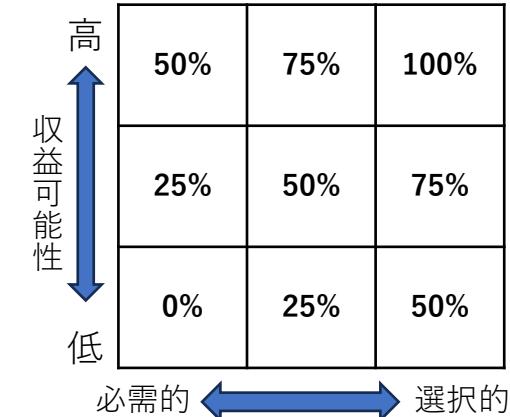
**必需的施設** 市民が日常生活を営むうえで必要となる施設

**選択的施設** 日常生活をより便利で快適なものにするため、個人の価値観に応じて選択的に利用する施設

### ⓫ 収益可能性

**高い** 民間代替施設が期待できる施設又は収益性が高いと見込まれる施設

**低い** 民間代替施設が期待できない施設又は収益性が低いと見込まれる施設



## 5. その他の主な項目

- 料金改定検討の対象は、現行の受益者負担割合と10%以上乖離している施設を基準に判断する。
- 料金改定を行う場合は、激変緩和措置（1.2倍程度を上限）を設ける。
- 料金改定を行う場合は、一定の周知期間を設ける。
- 利用者属性に応じた政策的な配慮については減免制度等により対応。
- 現行料金の検証を原則4年ごとに行う。

施設分類ごとの負担割合と現状の負担割合が  
**10%以上乖離**している場合は料金改定を検討